

所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

一 消費税の適格請求書等保存方式の廃止

消費税の適格請求書等保存方式に関する規定を削ること。

(第5条等関係)

二 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(改正法附則第1条関係)

2 地方公共団体の減収を補填するために必要な措置

政府は、一により生ずる令和5年度以降の地方消費税の収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

(改正法附則第2条関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。